

「NEXT長崎人材育成事業 事業運営委員会」設置要綱

(目 的)

第1条 長崎県の地域産業の持続的発展につながる人材育成に向け、産業界と教育現場、大学、県の関係部局等が協働しながら連携を推進するため「NEXT長崎人材育成事業 事業運営委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

(組 織)

第2条 委員会の委員（以下「委員」という。）について、長崎県教育庁高校教育課長が委嘱し、その委員をもって組織する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、令和8年3月31日までとする。

(会 長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 委員長が不在の場合は、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会 議)

第5条 委員会は、長崎県教育庁高校教育課長が必要に応じて開催する。

(庶 務)

第6条 委員会の庶務は、長崎県教育庁高校教育課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年12月12日から施行する。